

安平町農業経営基盤強化促進基本構想の見直しについて

1. 見直しの根拠

農業経営基盤強化促進法等の一部改正により、市町村農業経営基盤強化促進基本構想に関する経過措置が規定され、平成26年9月30日までに基本構想の変更に係る公告をすることになりました。

2. 見直しのポイント

従来の認定就農者制度が、農業経営基盤強化促進法の中に青年等就農計画制度として位置付けられることとなり、これを基本構想に反映することとなります。また、次回改正が平成28年度に予定されていることを踏まえ、必要最小限の見直しとなります。

3. 主な変更点

(1) 農地中間管理機構の事業の特例

- ① 農地保有合理化法人制度は廃止
- ② 農地中間管理機構は、農地売買等事業などの特例事業を実施することが可能これらを踏まえて、字句の修正を行いました。

(2) 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

- ① 青年等が目標とすべき所得水準、労働時間の基本的考え方
- ② 青年等の就農促進について

これらの内容を追記しました。

※ 青年等が目標とすべき所得水準については、効率的かつ安定的な農業経営の目標の5割程度の農業所得（215万円程度）を目標とする。

(3) 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標

農業経営規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標を追記しました。

【営農類型】

- ①園芸専業
- ②肉牛専業

※有機農業の新規参入者については、①園芸専業の営農類型での対応となります。